

5 福祉障施第 8 3 4 号
令和 5 年 1 0 月 1 0 日

障害福祉サービス施設・事業所等所管法人 各位

東京都福祉局障害者施策推進部長

鈴木 和典

(公 印 省 略)

令和 5 年度障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業の
交付申請書の提出について（追加募集）

日頃より、東京都の障害者施策の推進に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

令和 5 年 6 月 5 日付 5 福保障施第 7 4 5 号により交付申請書の提出を依頼しておりました「障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業」につきまして、追加募集をいたします。補助金を申請される場合、下記により交付申請書を御提出ください。

記

1 補助対象施設

都内に所在する障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び共同生活援助事業所

※公立施設は補助対象外とします。ただし、指定管理者が管理するものは補助対象とします。

※「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（都外障害者支援施設）」（平成 23 年 3 月 30 日付 2 2 福保障居第 2 6 6 3 号）の別表 1 に規定する都外独占施設及び都外協定施設並びに「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（障害児施設）」（平成 16 年 3 月 30 日付 1 5 福障施第 1 7 4 4 号）第 2 に規定する都外都民施設及び協定施設並びに「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（医療型障害児施設）」（平成 11 年 1 2 月 1 日付 1 1 衛健母第 9 8 6 号）第 3 に規定する交付対象施設は補助対象とします。）

※上記サービスを除く都内に所在する障害福祉サービス事業所等は、本事業ではなく同部地域生活支援課「デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業」の補助対象となります。「デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業」に係る申請提出依頼は、別途通知します。

※提供するサービスにより申請可能な事業が異なりますので、別紙一覧表を御確認ください。

2 事業概要

下記ホームページに、事業概要、Q & A 及び要綱等を掲載しております。

<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=109-002>

3 提出書類

提出書類一覧及び提出様式等の関係書類は、以下の「東京都障害者サービス情報」のホームペー

ジに、掲載しております。

<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=109-002>

4 提出期限及び補助金支給時期

(1) 交付申請書の提出 (令和5年11月10日(金曜日)まで)

書類審査ののち、「交付決定通知書」を東京都から発送 (令和5年12月予定)

(2) 実績報告書の提出 (遅くとも令和6年4月10日(水曜日)まで)

書類審査ののち、「額の確定通知書」を東京都から発送 (令和6年5月予定)

(3) 成果公表義務の追加 (概ね導入2か月後)

※報告様式については、厚生労働省の内示後に示される予定ですので、別途御連絡いたします。

(4) 東京都からの補助金支払 (令和6年5月予定)

※実績報告書の提出期限や補助金支給時期は、書類の審査状況によって前後する可能性があります。御了承ください。

※実績報告書の提出については、別途御連絡いたします。

5 提出方法

交付申請書を以下の方法により、データ及び紙で御提出ください。

(1) データの提出方法

以下の「提出用メールアドレス」宛に、メールにて御提出ください。

メールの件名は、「(“施設種別(サービス種別)名”・”施設(事業所)名”)令和5年度障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業交付申請書提出」としてください。

※期限後の提出は、本補助金を交付できない場合がありますので必ず期限内に御提出ください。

※送信エラーにより期限後に再提出いただく場合も、原則受け付けられません。

また、メールの受領連絡もいたしませんので、御心配な方は、必ずメール送信後に、送信エラーがないか御確認ください。

[提出用メールアドレス] ※施設種別ごとにアドレスが異なります

【障害者支援施設、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の場合】

東京都 福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課

S1140704@section.metro.tokyo.jp

【共同生活援助事業所の場合】

東京都 福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 居住支援担当

S1140702@section.metro.tokyo.jp

(2) 紙の提出方法 (令和5年11月10日(金曜日)まで ※消印有効)

下記「送付先」まで御郵送ください。提出用封筒の表面に、「障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業 提出書類在中」と明記してください。

※受理の連絡はいたしませんので、必要に応じて配達記録等を利用してください。

[送付先] ※施設種別ごとに担当が異なります（住所は同一です）

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

第一本庁舎 31階

【障害者支援施設の場合】

東京都 福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 障害者支援施設担当 行

【福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の場合】

東京都 福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 児童福祉施設担当 行

【共同生活援助事業所の場合】

東京都 福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 居住支援担当 行

6 留意事項（FAQより一部抜粋）

- (1) 見積書、納品書及び領収書は、補助金の申請に当たり必要となりますので、必ず徴取し、保管・整理してください。見積書は交付申請時に、納品書及び領収書は実績報告書提出時に写しを御提出いただきます。（Q&A4）
- (2) 定員数の考え方は、施設入所支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び共同生活援助事業所のみ（入所のみ）の定員数になります。
例えば、入所が40名、通所は80名定員の施設は40名となります。（Q&A8）
- (3) 1法人から複数事業所の申請は可能です。（Q&A9）
- (4) 交付決定よりも前に購入したソフトウェア等の補助対象経費は、購入（納品及び支払）が令和5年度内であれば遡って補助対象とすることができます。（Q&A13）
- (5) 補助金の予算の範囲内での配分となるため、申請額と交付決定額は一致しない場合があります。（Q&A49）
- (6) 1回目募集にて交付申請書を提出した事業者が、追加募集にて新たな経費分の交付申請をすることはできません。（Q&A52）

7 お問い合わせ

お問い合わせは、以下の電子申請フォームにてお問い合わせください。

※お問い合わせ前に、ホームページ掲載中のQ&Aに同様の質問がないかを必ず御確認ください。

【問合せフォーム】

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1685324939749>

別紙

サービス			障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業	デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業
訪問系	居宅介護	重度訪問介護	×	○
	同行援護	行動援護	×	○
	重度障害者等包括支援		×	○
日中活動系	療養介護	生活介護	×	○
	短期入所		×	○
施設系	施設入所支援		○	×
居住支援系	共同生活援助		○	×
	自立生活援助		×	○
訓練系・就労系	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	×	○
	就労継続支援A型	就労継続支援B型	×	○
	就労移行支援	就労定着支援	×	○
障害児通所系	児童発達支援	医療型児童発達支援	×	○
	放課後等デイサービス		×	○
障害児訪問系	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援	×	○
障害児入所系	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	○	×
相談系	計画相談支援	障害児相談支援	×	○
	地域移行支援	地域定着支援	×	○